

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成30年12月13日（木曜日）
午後1時7分開会、午後1時17分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、小志戸前担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
佐藤企画理事兼総務部長、熊谷副部長兼総務室長、臼井財政課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
議案第53号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 第13款
- 9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案1件について審査を行います。
議案第53号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入第13款を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。

○**臼井財政課総括課長** 議案第53号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案（その3）1ページをお開き願います。今回の補正は、岩手県立平舘高等学校の教員の損害賠償請求事件に係る和解に要する損害賠償金を計上したものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出それぞれに55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,775億2,715万円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございまして、内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。13款繰越金について、今回の補正の財源とするため55万円増額するものでございます。

次に、歳出についてであります。4ページをお開き願います。10款教育費に損害賠償請求事件に係る和解に要する損害賠償金を計上するものであります。当委員会所管に係るものではございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千葉伝委員** 今回の損害賠償についての確認ということでお聞きしたいと思います。顧問の教員が部員に対して威嚇する発言があった、あるいは負傷させた、そして精神的苦痛を与え、当事者との和解が成立して、その損害賠償金として55万円が決まったということで、これを県の予算から支払うために必要な補正ということです。体罰の内容は生徒3人に平手打ちをしたとか、あるいは原告生徒に鼓膜穿孔の障がいを負わせたということ聞いています。鼓膜穿孔というと鼓膜に穴があいたということで、それにかかった治療費や、その後の何らかの補償なども全部含めてこの55万円になるのでしょうか。また、ほかの3名に対しては、特別な補償はなかったのでしょうか。

○**臼井財政課総括課長** 55万円の内訳でございまして、50万円が慰謝料、5万円が弁護士費用と聞いております。原告側が訴訟におきまして慰謝料と弁護士料のみを請求しておりまして、今回の和解についても慰謝料と弁護士費用を支払うこととしております。その他には何らの債権、債務はないものとする内容で和解に向けた合意を行っているところでございますので、この内訳として医療費が含まれているものではございません。

○**千葉伝委員** いずれ和解が成立したということは、今後いかなる事由が発生しても、その後異議を申し立てないということになるのですが、この55万円は損害賠償だから、実際に県が一方的に支払って終わりですか。損害賠償ではないけれども、その55万円を、例えば損害を与えた先生に請求することはないですか。

○**臼井財政課総括課長** 本件は、職員の故意によるもので、教育委員会も当該職員に対して懲戒処分を行ったと聞いております。今回国家賠償法第1条第2項の故意の要件を満たしますので、県は職員に対して求償権を取得することとなります。教育委員会からは、今後加害行為を行った職員に対して求償を検討すべき事案と聞いておりますので、もし仮にそれを求償することになりましたら、職員賠償責任等審査委員会による審査を経まして、

本人に対する求償を行うことになろうかと思えます。

○飯澤匡委員 この委員会では、歳入に関する議案ですので、事件の内容については余り聞けないのですけれども、この種の問題の財源はどうなっているのでしょうか。最近不祥事が多いのですけれども、いつもであれば専決事項として、恐らく予備費等から出るのでしょうかけれども、このように補正予算を立てる要件であるとか、なぜ今回こういう形で補正になったのかも含め、お知らせください。

○臼井財政課総括課長 まず、県の損害賠償についてでございますけれども、職員の交通事故事案などは、残念ながら毎年度少なからず発生しているところでございます。こうした事案につきましては、委員御指摘のように、あらかじめ確保している予算の中から対応しているものもございまして、今回の事案につきましては、特に教育委員会職員の故意による賠償事案という特殊性に鑑みまして補正予算案を提案させていただいたところでございます。

具体的にどういうものは補正予算を計上するのかや、どういうものはあらかじめ確保している予算で対応するかについては、明示的に条例等で規定しているものではございませんけれども、説明すべき事案かどうかなど、その案件の重大性に鑑みて検討すべきものと考えておまして、今回の事案につきましては故意という特殊性から、補正予算として提案をさせていただいたものでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。本当は今後このような事案が出ないことを祈りたいです。今回は県単の一般財源から支出することになりますか。

○臼井財政課総括課長 繰越金を充てますので、御指摘のとおり県の単独の一般財源を充てることとなります。今後の求償につきましては、教育委員会で検討されるものと承知しております。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。